

日本ブルーム家族会

会則

第1章 総則

第1条（名称） 本会は「日本ブルーム家族会」と称する。

第2条（事務所） 本会の主たる事務所は〇〇県〇〇市に置く。

第3条（目的） 本会は、ブルーム症候群（ブルーム症候群類縁疾患を含む、以下同様）患者及びその家族の支援、正確な医療情報の提供、社会的理解の促進、並びに研究活動の推進を図ることを目的とする。

第4条（活動） 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員同士が交流できるコミュニティー作り。
- (2) ブルーム症候群や治療についての最新情報の収集と会員への共有。
- (3) ブルーム症候群の認知度を高めるための啓発活動の実施。
- (4) 国内外の研究者と情報交換及び研究支援の実施。

第2章 会員

第5条（会員の種類） 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会したブルーム症候群の患者本人またはその家族
- (2) 贊助会員 本法人の事業を贊助するために入会した個人または団体

第6条（入会） 会員になろうとする者は、ホームページの入会申込フォームから提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条（会費） 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

正会員 年会費 1000円 入会金はなし。

賛助会員 貢助金

個人 一口 1,000円 (何口でも可)

団体 一口 10,000円 (何口でも可)

第8条（退会） 会員は、退会届を提出することにより任意に退会できる。

第3章 役員

第9条（役員の種類及び定数） 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

第10条（選任）理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

第11条（職務）理事は理事会を構成し、本会の業務執行を決定する。理事の中から理事長を選任し、本会を代表する。監事は本会の業務及び会計を監査する。

第12条（任期）役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

第13条（総会）総会は、本会の最高意思決定機関とし、正会員をもって構成する。

第14条（理事会）理事会は、理事をもって構成し、本会の業務執行に関する事項を決議する。

第5章 会計

第15条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（資産）本会の資産は、会費、寄付金、補助金、その他の収入によって構成する。

第17条（計算書類の作成と保管）理事長は、毎事業年度終了後、計算書類を作成し、保管する。

第6章 附則

第18条（会則の変更）本会則の変更は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意をもって行う。

第19条（解散）本会の解散は、総会において正会員の3分の2以上の同意をもって決議する。残余財産は、総会の決議を経て、同種の目的を有する他のNPO法人等に帰属させる。

第20条（秘密保持）本会内で知り得た連絡先など個人情報は、厳重に保管することを約束する。SNSにおいては個人のプライバシーを侵害する書き込みや投稿を禁止する。

第21条（禁止事項）本会では、特定の政治活動や宗教活動を禁止する。また医薬品、健康食品などの物品販売、勧誘などを行ってはならない。

この会則は2025年10月1日より施行する。